

役員等報酬規程

社会福祉法人 豊心会

社会福祉法人豊心会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人豊心会（以下「法人」という）定款第8条及び第22条及び評議員選任解任委員会の運営に関する規則第13条に基づき、理事及び監事、評議員並びに評議員選任解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等が法人の役員等の会議等に招集により出席した場合は、源泉徴収したうえで1回5,000円支給する。
- 2 役員等が理事長の命令により外部の会議等に出席した場合は、源泉徴収したうえで1回5,000円支給する。但し、旅費規程に沿って旅費を支給する場合には当項は該当しない。
 - 3 職員である役員等には報酬等の支給はしない。

(理事長報酬等)

- 第3条 理事長に対し、報酬として月額20,000円を支給することとし、これより源泉徴収する。
- 2 理事長は週1回をめぐり月4回以上、事業内容等の確認等のため事業所に来なければならない。
 - 3 報酬は、月1回の支給とし、支給日については職員給与支給規程に準じ、現金にて支給する。
 - 4 月の途中における就任または退任の場合の報酬額については、その月の総日数から土曜日及び日曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りとし、小数点以下は切り捨てとする。
 - 5 定款第21条(1)により、解任となった場合は支給しない。また、評議員会での決議により遡って返還を要求する場合もある。

(報酬等の支給額の範囲)

- 第4条 役員等への報酬の支給額の範囲は下記のとおりとする。
- 2 理事及び監事への支給範囲は、610,000円とする。
 - (1) 理事会7回×7名、内部監査4回×3名、実地指導2回×3名、理事長報酬、外部会議等×3回
 - 3 評議員への支給額の範囲は、定款第8条に定めた額とする。
 - 4 評議員選任解任委員への支給額の範囲は、評議員選任解任委員会の運営に関する規則第13条に定めた額とする。
 - 5 支給額の範囲は源泉徴収後の金額にて計算する。
 - 6 評議員会が必要と認めた場合には、支給額の範囲を超えて会議等を開催して、報酬等を支給することができる。

(報酬等支給方法)

第5条 前条各号に規定する報酬等は現金にて支給する。

附 則

平成29年3月31日に社会福祉法人豊心会役員の報酬及び費用弁償規則を廃止し、この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、令和2年7月1日より施行する。